

銀行等保有株式取得機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構は監事を除く役員に対し報酬の支払は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

理事(非常勤)

監事

監事(非常勤)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
理事長	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	7月1日1人	6月30日1人	
理事 (非常勤) (4人)	千円 —	千円 —	千円 —	千円 — ()	7月1日4人	6月30日4人	
監事 (非常勤) (1人)	千円 600	千円 —	千円 —	千円 600 (諸謝金)	7月1日1人	6月30日1人	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
理事長	—	—	—	—		当機構は役員に対し退職手当の支給は行っていない。	
理事 (非常勤)	—	—	—	—			
監事 (非常勤)	—	—	—	—			

注1:「摘要」欄には、各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員は全員、会員銀行等から出向契約に基づき出向。
当該出向契約に基づき当機構は定額を出身銀行へ支払い。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

特になし

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

特になし

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	該当する制度なし

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

特になし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	6人	43.2歳	千円 4,333	千円 4,333	千円 0	千円 0
事務・技術	6人	43.2歳	千円 4,333	千円 4,333	千円 0	千円 0

注: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	
	千円	千円	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	26,000	27,000	△1,000	△3.7
退職手当支給額 (B)	0	0	0	0
非常勤役職員等給与 (C)	600	600	0	0
福利厚生費 (D)	220	319	△99	△31.0
最広義人件費 (A+B+C+D)	26,820	27,919	△1,099	△3.9

総人件費について参考となる事項

福利厚生費は労災保険料負担額のみ。

減少は人員構成の変化によるもの。

平成22年度までに人件費を5%削減する。

平成20年6月末に1名減員を実施。

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	30,000	30,000	30,000	27,000	26,000
人件費削減率 (%)		0.0	0.0	△10.0	△13.3
人件費削減率(補正值) (%)		0.0	△0.7	△10.7	△11.6

注)「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。